

被保険者の皆様へ

N I P P O健康保険組合

被扶養者の確認（検認）実施について

標記の件、本年度はマイナンバーによる情報連携を行い、事前に自治体や行政機関から被扶養者資格の再確認に必要な情報を取得し、調査対象者を絞り込んで実施することといたしました。

つきましては、下記をご確認いただき、遺漏のないようご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

目 的： 被扶養者に認定されている方が健康保険の扶養基準を満たしているかを確認するものです（検認）。

検認は毎年実施するよう厚生労働省より指導を受けており、皆様の大切な保険料から公正な給付事業を維持するとともに、高齢者医療制度や介護保険制度への支援金拠出額の適正化を図るためにも必要な確認作業となります。

対 象 者： 保険証の記号・番号が 1 2 3 - 9 3 9 9 9 までの方の内、下記に該当する被扶養者を有する方

- ・ 情報連携により自治体および行政機関から全部または一部の情報が取得できなかった方
- ・ 年間収入が 118 万円以上（60 歳以上は 168 万円以上）の方
- ・ 給与・年金以外の収入（営業収入、不動産収入 等）がある方
- ・ 同居情報が取得できなかった方
- ・ 配偶者が被扶養者となっていない方

※検認の対象となった方のみ調書を送付します。

※来年度からは対象者を変更させていただく場合もあります。

※健保の扶養基準となる収入は年 130 万円（60 歳以上は 180 万円）未満、月 108,334 円（60 歳以上は 15 万円）未満ですが、非課税通勤費等の確認のため検認の対象者は 118 万円（60 歳以上は 168 万円）以上としております。

必要書類： ①健康保険 被保険者・被扶養者 調書

②添付書類（別紙「ご提出をお願いする書類に関して」をご確認ください）

※調書は 7 月 1 日時点の扶養情報にて作成します。

提出期限： 令和 5 年 8 月 3 1 日（木）

※期限までに提出がない場合、保険証は無効となりますのでご注意ください。（健康保険施行規則）

提出先：NIPPO健康保険組合（支店経由）

※本社の方は健保組合へ直接ご提出ください（メールBOX、社内便も可）。

個人情報：健保組合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、情報照会に際しての本人の同意は不要となります。（番号法第十九条）
取得した個人情報、提出いただいた調書、添付書類は健保組合の確認作業にのみ使用し、他に転用しません。なお、提出いただいた書類は返却しませんので予めご承知願います。

以上

ご提出をお願いする書類に関して

健康保険法および厚生労働省の指導により被扶養者資格の再確認を行います。これは健康保険法施行規則第50条に基づき皆さんには提出義務があります。

同封しております調書の太枠内をご記入いただき、下表の中から該当する必要書類を添付し、支店の事務担当者を経由して期限までに提出して下さい。

<1. 必要添付書類> ※添付書類の詳細は<2. 書類案内>参照

(- : 不要、● : 該当者のみ必要)

被扶養者	① 収入の証明書 (現在収入がある場合)	② 送金の証明書 (別居の場合)	③ 学生証(写) または 在学証明書	④ 住民票	⑤ 所得証明書	⑥ 海外居住者 被扶養者 収入状況届
扶養家族は配偶者のみ	● (配偶者)	-	-	-	-	● (海外居住者)
扶養家族は配偶者と子のみ	● (配偶者・子)	● (子)	● (高校生以上)	-	-	● (海外居住者)
配偶者と離死別しており、 扶養家族は子のみ	● (子)	● (子)	● (高校生以上)	-	-	● (海外居住者)
配偶者は扶養にしてい ないが、 子のみ扶養	● (子)	● (子)	● (高校生以上)	● (全員記載)	● (配偶者)	● (海外居住者)
配偶者・子以外の親族を扶養 ※ 配偶者・子・孫・兄弟姉妹・父母等の 直系尊属以外は別居の場合認定不可	● (扶養親族)	● (扶養親族)	-	● (全員記載)	● (年度末年齢 17歳以上の 同居者全員)	● (海外居住者)

<2. 書類案内> ※コピー可

添付書類	注意事項	入手先	
① 収入の 証明書	給与収入 ・給与明細(直近3ヶ月分) ※通帳は手取り金額のため不可	勤務先	
	年金収入 ・企業年金・私的年金の振込通知書または年金額通知書(直近のもの) ※公的年金は提出不要	企業年金・ 保険会社等	
	営業収入・不動産収入・農業 収入・利子収入・配当収入等	・令和4年分の確定申告書・収支内訳書・経費内訳書 ※所得金額がマイナスの場合も必要	税務署等
	各種手当金(傷病手当金等)	・各種手当金等がある場合はその金額が確認できるもの	健保等
② 送金の証明書	・通帳やATM利用明細書等、送金者・受取者・金額が確認できるもの (直近6か月分) ※単身赴任による別居の場合は提出不要 ※学生が通学のために別居している場合は提出不要 ※特別な事情がある場合は備考欄に記入のこと	銀行等	
④ 住民票	・世帯全員の記載があるもので、続柄記載のもの ・別居の場合はそれぞれの世帯毎に全員分必要 ・3ヶ月以内に発行されたもの	市役所・ 区役所・ 町役場等	
⑤ 所得証明書	・令和5年度のもの(令和4年の収入について記載のあるもの) ・収入額が記載されたもの ※収入額の記載があり、現在退職している場合は左の備考欄に退職日を 記入のこと ※住民税の決定通知や源泉徴収票では代用不可 ※扶養にしていない配偶者も、扶養家族の認定には夫婦の収入を比較 するため必要	市役所・ 区役所・ 町役場等	
⑥ 海外居住者被扶養者収入状況届	・令和5年1月1日現在、非居住者のみ提出		

被扶養者氏名欄に記載されている方を削除する場合や、次のいずれかに該当している場合は、「健康保険 被扶養者(異動)届」にて扶養削除の届出をして下さい。併せて、保険証を必ず返納して下さい。 <http://nippo.e-alex.jp/login.html> (NIPPO健康保険組合HP参照)

- ① 就職した者 (勤務先で保険に加入した場合を含む)
- ② 結婚等で他の人の被扶養者となった者
- ③ 死亡した者
- ④ 給与・年金(障害年金含む)・失業給付・傷病手当金・出産手当金・その他収入(給付金等、場合により一時金も含む)が次に該当する者
 - ・年収が130万円(月額108,333円)を超えている
 - ・60歳以上又は障害者の場合は、年収が180万円(月額150,000円)を超えている
- ⑤ 同居していなければ被扶養者として認められない者と別居したとき
- ⑥ その他実質的に被保険者により扶養されていると認められない者

※注意※

提出期限までに届かない者、必要書類不備の者については、
令和5年10月1日から保険証が無効となります。